

別記様式-1

別記様式-1

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項①

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項①

年 月 日

年 月 日

(宛先) 発注者

(宛先) 発注者

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

以下のとおり、確認しました。

以下のとおり、確認しました。

工事件名	
契約番号	
<input type="checkbox"/>	1) 建設業法第26条第3項ただし書*による監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
<input type="checkbox"/>	3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日において3か月以上の雇用関係があることをいう。
<input type="checkbox"/>	4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までであること。
<input type="checkbox"/>	5) 特例監理技術者が配置されている現に履行中の工事（又は今後配置を予定している工事）の施工場所は、本工事の発注予定表及び特記仕様書で兼務が認められている範囲内であること。

工事件名	
契約番号	
<input type="checkbox"/>	1) 建設業法第26条第3項ただし書*による監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
<input type="checkbox"/>	3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日において3か月以上の雇用関係があることをいう。
<input type="checkbox"/>	4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までであること。
<input type="checkbox"/>	5) 特例監理技術者が配置されている現に履行中の工事（又は今後配置を予定している工事）の施工場所は、本工事の発注予定表及び特記仕様書で兼務が認められている範囲内であること。

東京都水道局発注工事における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける  
 監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて（一部改定）

<input type="checkbox"/>	6) 特例監理技術者が兼務する工事は維持工事以外でなければならないこと。 (「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理や緊急巡回等が必要な工事))
<input type="checkbox"/>	上記項目1)～6)を全て満たしている。
<input type="checkbox"/>	配置を予定している特例監理技術者が、現に履行中の工事(又は今後配置を予定している工事)についても建設業法第26条第3項ただし書*の規程を適用できること (現に履行中の工事等の発注者が示す兼務の要件に該当すること)。
<input type="checkbox"/>	契約後、適正に技術者を配置できなかったとき(監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の別に関わらず、技術者の適正な配置をできなかったとき)は、工事請負契約書に基づき契約解除となると共に、 <u>東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づき、指名停止</u> となる場合があること。

注: 上記すべてを確認し、レ又は■を記載すること。

※: 建設業法第26条第3項ただし書 条文抜粋  
 (主任技術者及び監理技術者の設置等)  
 第二十六条

1～2 (省略)

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に關し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

東京都水道局発注工事における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける  
 監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて（令和3年3月30日）

<input type="checkbox"/>	6) 特例監理技術者が兼務する工事は維持工事以外でなければならないこと。 (「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理や緊急巡回等が必要な工事))
<input type="checkbox"/>	上記項目1)～6)を全て満たしている。
<input type="checkbox"/>	配置を予定している特例監理技術者が、現に履行中の工事(又は今後配置を予定している工事)についても建設業法第26条第3項ただし書*の規程を適用できること (現に履行中の工事等の発注者が示す兼務の要件に該当すること)。
<input type="checkbox"/>	契約後、適正に技術者を配置できなかったとき(監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の別に関わらず、技術者の適正な配置をできなかったとき)は、工事請負契約書に基づき契約解除となると共に、 <u>地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に基づき、競争入札参加禁止措置</u> となる場合があること。

注: 上記すべてを確認し、レ又は■を記載すること。

※: 建設業法第26条第3項ただし書 条文抜粋  
 (主任技術者及び監理技術者の設置等)  
 第二十六条

1～2 (省略)

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に關し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。